



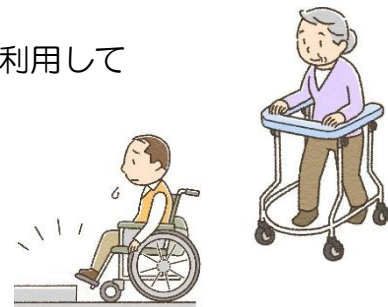
こんにちは、居宅介護支援事業所『ケアプランセンターなごみ』です。
酷暑となった長い夏もようやく落ち着き、風の中にも秋の気配が感じられるようになって来ました。

さて、前回までは『特定福祉用具購入』をご紹介しましたが、今回は『特定福祉用具貸与』についてご紹介していきます。



特定福祉用具貸与（レンタル）とは

特定福祉用具貸与（レンタル）とは、介護保険を利用してレンタルできる福祉用具の事で、利用する方の状態の軽減や悪化を防ぎ、介護者の負担を軽減するためのものです。



特定福祉用具貸与（レンタル）で良く受ける質問

質問：どんな人が利用できますか？

答え：福祉用具貸与を利用するには、介護認定を受け「要介護」か「要支援」の認定を受ける必要があります。



質問：どうやったら利用できますか？

答え：介護認定を受けた後、専門職が生活機能の維持・向上の為にどのような福祉用具が適切かの検討を行い、その上で居宅サービス計画書にサービスの位置付けが必要です。



質問：個人負担はいくら位ですか？

答え：住宅改修や特定福祉用具購入と同じく、福祉用具貸与もそれぞれの方で負担割合が異なりますが、1～3割のご負担です。毎年8月頃にお住いの市町村から届く「負担割合証」をご確認ください。



質問：種類の違う用具を複数借りる事は出来ますか？

答え：手すりや歩行器など、必要性が認められれば種類の違う用具を複数レンタルする事が出来ます。ですが、車いすや特殊寝台等、介護度によってレンタル出来ない福祉用具もあります。（介護度別のレンタル出来る福祉用具は下の表でご確認ください。）



介護度別の貸与できる福祉用具一覧

福祉用具の種目	要支援 1,2	要介護	要介護
	要介護 1	2~3	4~5
手すり・スロープ・歩行補助杖・歩行器	○	○	○
車いす（付属品含む）・特殊寝台（付属品含む）・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト	×	○	○

要介護 2 以上でないとは貸与（レンタル）できない福祉用具もありますが、例外的に給付が可能になる場合もありますので、まずはご相談下さい。



心身機能が低下した場合であっても、適切な福祉用具を使用する事で、今まで出来なかった事が出来るようになる事で、「自分で出来るんだ」という意欲を引き出せる可能性があります。



また、福祉用具貸与（レンタル）は、その時の身体状況に合った用具を利用する事が出来て、不要になれば返却できるというメリットがあります。また、定期的にメンテナンスを受けたり、体に合った用具に変更する事も出来ます。

次回は『福祉用具をレンタルするまでの流れ』を詳しくご紹介します。

最後まで読んでいただき、ありがとうございました。

